

令和 2 年

第 8 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 2 年 7 月 8 日

前橋市農業委員会

令和2年 第8回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和2年7月8日 午後1時57分
- ・閉会日時 令和2年7月8日 午後3時10分
- ・開催場所 第一コミュニティセンターホール

・出席委員（23人）

1番 下田 将文	2番 市花 宏之	3番 矢端 晴美	4番 奥野 和子
5番 松島 敏男	6番 大島 俊典	7番 田島 悅夫	9番 小堀 清
10番 木村 謙	11番 関根 由彦	12番 濱澤 聖一	13番 坂庭 常男
14番 北爪 きよ子	15番 青木 朱美	16番 井上 隆	17番 萩原 秀治郎
18番 深町 富士雄	19番 岡田 重雄	20番 須田 一男	21番 石村 利夫
22番 江原 弘	23番 関口 喜弘	24番 堀越 恒弘	

・欠席委員（1人）

8番 星野 和幸

・事務局出席者

事務局長 本間 達雄 副参事 藤井 義嗣 副参事 片貝 早苗 補佐瀬戸 浩
副主幹 深澤 直純 臨時職員 宮田 厚子

・その他の出席者

前橋市長 山本 龍

・付議事件

- (1) 議案第38号 農地法の規定による許可の取消しについて（3条）
- (2) 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第40号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (4) 議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第42号 農業法第5条の規定による許可申請について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 現況証明交付状況について
- (5) 農地法第4条、第5条の規定による意見聴取結果について
- (6) 令和元年度前橋市農業委員会業務概要について

本間局長

それでは、皆様おそろいになりましたので、これから令和2年第8回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者は8番 星野 和幸委員の1人であります。したがいまして、在任員24人中23人の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、堀越会長から挨拶をお願いいたします。

堀越会長

◇ (挨 拶)

ありがとうございました。ここで来賓の山本 龍前橋市長から挨拶を頂戴いたします。

本間局長
市 長

◇ (挨 拶)

どうもありがとうございました。なお、市長においては、この後、所用がございますので、ここで退席となります。よろしくお願ひいたします。

それでは、ただ今から会議に入らせていただきますが、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、堀越会長よろしくお願ひいたします。

《堀越会長、議長に就任》

議 長

それでは、令和2年第8回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。4番 奥野 和子委員、5番 松島 敏男委員にお願いいたします。

それでは議事に入ります。議案第38号・農地法の規定による許可の取消し（3条許可）について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹

◇ (議案書、地目、面積を朗読、説明)

先月申請人から再検討したい旨のため保留になりました案件で、取消の手続きを進めたいとの申出がありました。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇ (意見、質問等なし)

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とともに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

議 長

全員賛成ですので、議案第38号・農地法の規定による許可の取消し（3条許可）については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第39号・農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から7番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹

◇ (議案書・順次、地目、面積、契約内容、耕作面積等を朗読、説明)

整理番号2番については、年金のための再設定となります。

整理番号4番については、5条許可との関連のため後ほど説明いたします。

整理番号5番、7番については、農地所有適格法人による申請です。

なお、整理番号1番から3番まで、5番から7番までは、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇ (意見、質問等なし)

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号4番は5条申請と関連があるため後に5条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号1番から3番まで、5番から7番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

全員賛成ですので、議案第39号・農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から3番まで、5番から7番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第40号・農地法の規定による許可後の計画変更申請（5条許可）について、整理番号1番から5番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹

議長

13番委員

◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、変更内容を朗読、説明）

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

整理番号1番について、当初許可の譲受人の職業が今回の計画変更申請の職業が違いますか。

深澤副主幹

議長

当初平成14年は会社員でしたが、現在は無職です。

その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から5番を承認とすることに賛成の方の挙手を求める

◇（挙手）

議長

全員賛成ですので、議案第40号・農地法の規定による許可後の計画変更申請（5条許可）については、整理番号1番から5番までを承認とすることに決定します。

次に、議案第41号・農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から3番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹

整理番号1番は、先月保留になりました案件です。

以上、整理番号1番から3番までは農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から3番までを許可とすることに賛成の挙手を求める

◇（挙手）

議長

全員賛成ですので、議案第41号・農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から3番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第42号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から40番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹

整理番号1番、2番は、先月保留になりました案件です。

整理番号40番につきましては、3条許可と関連があるため後ほど説明いたします。

以上整理番号1番から39番までは、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議長

なお、整理番号25番、30番、37番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

17番委員

（4班班長）

整理番号5条の25番売買養豚用地です。現地案内図1ページから10ページをご覧ください。申請地は、大室公園から北西へ約100mに位置し、周囲を農地に囲まれた第1種農地です。申請地は休耕地でした。業務の拡大のため既存施設の近い場所を申請したいそうです。現在の事業内容は、養豚業で従業員は10人、飼育頭数は、母豚380頭、肉豚450頭、年間9400頭出荷しているそうです。転用後の飼育頭数は母豚800頭、肉豚2万

頭、年間の売上は7億から8億を予定しています。土地の造成は段差があるのでそれを利用しながら行うそうです。糞尿処理は、コンポスト、ラグーン導入して処理をして側溝から排出するそうです。調査班としては、公害防除対策も取られていることから許可相当と判断いたしました。

整理番号5条の30番売買露天駐車場です。現地案内図11ページから17ページをご覧ください。申請地は前橋市大胡支所から北北西約3.1kmに位置し、北側は譲受人の産廃施設、東側は道路、南側は畠、西側は宅地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。申請地は休耕地でした。申請理由は駐車場が少ないため、来客時に市道に大型トラックが止まるため、交通事故などを防ぐのに隣接地を駐車場用地として利用したいそうです。申請会社の概要は産廃の中間処理です。従業員は7人、年間売り上げは2億円だそうです。土地の造成は整地をする程度で埋め土はしないそうです。雨水処理は浸透式で、周囲に1.2mのフェンスを設置することです。地目変更後の土地分譲でないことの確認も取れましたので、調査班としては許可相当と判断いたしました。

整理番号5条の37番売買認定こども園用地です。現地案内図18ページから24ページをご覧ください。請地は、南消防署から南へ約160mに位置し、北側は田、東西は宅地と畠が混在する第1種農地です。南側には当法人が運営する保育園があります。申請地は休耕地でした。申請理由は申請地の南で保育園を運営していますが、施設の設備が古くなつたため建て替えを考え、経営する2か所の保育園を統合するため、園児や職員が増え、広い敷地が必要となり申請したそうです。統合後の職員数は50人、園児は、185人となり、送迎やイベント等の駐車場も必要になるそうです。土地造成は埋立てをし、雨水は南側の側溝に流すそうです。調査班としては公共性もあり必要性も強いので許可相当と判断いたしました。

議長

以上で事務局の説明、及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

2番委員

整理番号3番について、譲受人の職業が不動産業で露天資材置場になつてますが、他に建設業等をされているのですか。

不動産業の他に土木建設工事の設計施工を行っています。

よろしいでしょうか。他にご意見等ござりますか。

整理番号16番について、譲受人が1人から2人になったのでは。

当初の計画は、譲受人2人でしたが計画変更により1人になりました。

その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号40番は3条申請と関連があるため、この後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番から39番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（（挙手））

議長

全員賛成ですので、議案第42号・農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番から39番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000m²を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

議長

それでは、審議を保留にした農地法第3条の整理番号4番と、農地法第5条の整理番号40番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

◇（議案書、地目、面積、契約内容、耕作面積等を朗読、説明）

深澤副主幹

農地法第3条整理番号4番については、事務処理基準に基づく許可基準を満たしておりま

	す。
	◇（議案書、地目、面積、契約内容、転用目的を朗読、説明）
議長	農地法第5条整理番号40番については、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
17番委員 (4班班長)	なお、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
	整理番号3条の4番、5条の40番営農型太陽光発電施設です。現地案内図25ページから46ページをご覧ください。申請地は上毛電鉄大胡駅から西南西約900mに位置する農振農用地区域内にある農地です。申請地は休耕地でした。申請理由は、現在の耕作地を利用し、営農を続けながら太陽光発電による自然エネルギー再利用にて、新しい農業の展開を計画しているそうです。申請施設の概要是380Wのパネルを285枚、発電量は1085KW、発電単価21円、売上は月16万円から17万円を予定し、設置費用は2,000万円だそうです。下部の農地にはシャインマスカットを栽培し5年から6年で収穫できるそうです。農業従事者は、社員2人、パート8人で営農しています。調査班としては、営農意欲もあり許可相当と判定いたしました。
議長	以上で事務局の説明、及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
11番委員 深澤副主幹	当申請人による営農型太陽光の申請は何件目になりますか。
10番委員	2件目になります。1件目は下部にサカキの栽培をしています。
17番委員	農地はどのように利用されていますか。
11番委員	ほとんど休耕で、南のほうには大きな木が生えています。
17番委員 深澤副主幹	シャインマスカットについて、提出書類の営農への影響見込みの（3）下部の農地の単収には記載がありますが、どのくらいの収益があるかわかりますか。
	わかりません。
11番委員 深澤副主幹	3年間では収穫はできず、4年から5年で収穫が始まるとのことです。金額については、説明がありませんでした。
11番委員 深澤副主幹	下部の作物については、何年か経たないと結果が出ないですよね。サカキにしろ、ブドウにしろ、どのように判断したら良いのですか。結果が出てから判断するのですか。
	収量につきましては8割ですが、成長してからの判断になりますので、その間につきましては量が確保できません。成木なり収穫できるようになってからの判断になります。
議長	他にご意見等ございませんか。
3番委員	農業経営収支（過去3年間）一覧表について、米の売上高は記載されていますが、生産量の記載がありません、どのくらい作っていくらで売っているのか、また、出荷先は何をされている会社ですか。
深澤副主幹	出荷先は米の卸しをしています。賃貸借をしている方々への贈答用として出荷しています。第3回の総会で同様の案件がありました。
議長	販売はせずに贈答品として消費するということですね。
11番委員	贈答用で全部消費されているということですね。
議長	税務申告はしなくてはならないですね。
深澤副主幹	税務については、わかりません。前回の調査では、作った物を出荷して、金額に見合ったものを贈答用として使用しています。
2番委員	贈答用であっても、収穫があり、売ったとみなします。
議長	他に意見等ございますか。

12番委員	當農に必要な農作業の期間に記載されています消毒の回数について、自分の経験ではありません。
深澤副主幹	計画に基づき作成したことです。伊勢崎市で品種は違いますが、ブドウの実績がある所での申請書類を提出しています。
12番委員	剪定が回数1回と記載されていますが、2回剪定しないとブドウはありません。
深澤副主幹	前例の伊勢崎の実績を基に行って行きたいとのことで、申請を受けています。
10番委員	伊勢崎の事例は巨峰だと思います。以前に棚は作ってあり、その上に太陽光を設置したようです。シャインマスカットだと大変難しいのでは。採用した理由は。
深澤副主幹	緑のブドウを栽培したいとのことで、技術的に難しいことは承知の上で是非チャレンジしたいとのことです。
10番委員	以前の他の所を見させていただきましたが、Aの所有しているところは、これまで休耕状態で土地を所有していて、意欲を持って當農型太陽光をして當農をすることですが、施設をやらない状態でも意欲的に管理が出来ていることを現地面接調査時に確認をしていただきたい。
議長	その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第3条許可申請の整理番号4番、農地法第5条許可申請の整理番号40番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇(挙手)
議長	賛成多数ですので、農地法第3条許可申請の整理番号4番、農地法第5条許可の整理番号40番を許可とすることに決定いたします。
	次に、23ページから36ページまでの報告事項ですが、報告事項(1)から(4)までの内容は、
	(1) 法第4条の届出書の受理状況 5件
	(2) 法第5条の届出書の受理状況 21件
	(3) 法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 19件
	(4) 現況証明交付状況 2件
	報告事項(5)ですが、農地法第4条、第5条の規定による意見聴取案件は、ございませんでした。
	報告事項(6)令和元年度前橋市農業委員会業務概要について、事務局の報告をお願いします。
藤井副参事	◇(報告)
深澤副主幹	◇(報告)
片貝副参事	◇(報告)
議長	委員さんからご意見等ございませんか。
13番委員	農地所有適格法人の件数と報告書件数が合わないようですが。
深澤副主幹	決算が未到来の法人がありますので合いません。
議長	他にございますか。昨年の農業まつりの報告がありましたが、今年度につきましても、7月1日に中止決定されました。
	他に意見等ございました。
12番委員	農作業委託料金で田植え1人について労賃はいくらです。
議長	11,000円です。令和2年度から新しく農地の管理料が3万円に決まりました。
12番委員	畦畔の管理は別途料金です。

議 長

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

(閉会午後 3 時 10 分)

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年7月8日

議 長

署名人

署名人